

亀山市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成26年12月

(令和6年4月 改定)

亀山市通学路安全対策関係者連絡会

1 プログラムの目的

亀山市においては、毎年、各校PTAと地元自治会から通学路上の交通安全や防犯の観点から安全対策を要する箇所について、教育委員会へ要望書が提出され、教育委員会、道路管理者（国、三重県、亀山市）、亀山警察署、学校、PTA、地域代表等で合同点検を実施し、現地を確認しながら安全対策を協議しています。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「亀山市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策関係者連絡会」を設置しています。関係機関は次のとおりです。

- 亀山市教育委員会 教育総務課（通学路に関する業務）
- 亀山市教育委員会 生涯学習課（PTAに関する業務）
- 亀山市建設部 建設管理課、土木課（市道に関する業務）
- 亀山市防災安全課（交通安全に関する業務）
- 三重県亀山警察署 交通課交通係（交通規制に関する業務）
- 三重県 鈴鹿建設事務所 保全課、道路課（県道に関する業務）

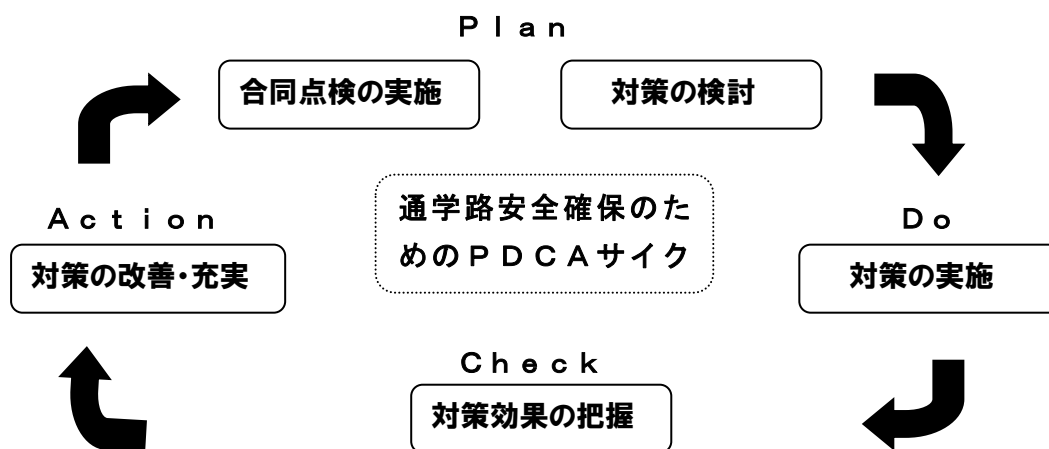
但し、上記関係機関以外も必要に応じて会議への参加を要請する場合があります。

3 取組方針について

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

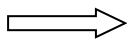
これらの取組を「PDCAサイクル」として繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

市内の小・中学校を対象に、下記の日程で毎年合同点検を実施します。

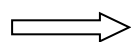
4月・5月



○地域、保護者（PTA）、学校職員連携による
通学路安全点検を実施し、危険箇所等の抽出を
行います。

○学校は点検結果をもとに、改善要望書（地域代
表、各学校PTA代表自筆又は捺印）を作成し、
市PTA連合会を通じて、市教育委員会に提出
します。

7月・8月



○改善要望書をもとに、地域代表、各学校PT
A代表、学校、警察、道路管理者、教育委員会
等で合同点検を実施し、意見交換すると共に危
険要因を明らかにします。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、対策案、対策実施の時期及び優先順位など警察、道路管理者（市建設部、県鈴鹿建設事務所）、市防災安全課、市教育委員会で検討し、情報共有を図ります。

検討する対策
ア 道路、歩道の整備・改良
イ 防護柵の設置（ガードレール、ガードパイプ、車止め等）
ウ 路面表示等の設置（区画線、スクールゾーンなど）
エ 標識、看板の設置
オ カーブミラーの設置
カ 横断歩道の設置
キ 信号機の設置
ク 側溝の有蓋化・改良
ケ その他

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策の実施後の箇所等について、実際に期待した効果について把握を行います。なお、効果の把握については、改善要望書を提出した申請者から市PTA連合会を通じてご意見をいただくことがあります。

(6) 対策の改善・充実

合同点検や対策効果の把握の結果を踏まえて、必要に応じて対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 要望に対する回答

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」「対策箇所図」等を作成し、市ホームページにて公表します。

◆対策一覧表（例）

学校名	No	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	事業主体
〇〇小学校	1	県道〇〇線	〇町〇〇地内	路側帯（外側線）が薄い	外側線の引き直し	三重県
〇〇小学校	2	市道〇〇〇〇線	〇町〇〇地内	カーブで見通しが悪く危険である。	カーブミラーの設置	亀山市

◆対策箇所図（例）

